## 新型インフルエンザ対策の充実について(案)

平成 19 年 11 月 日厚生科学審議会感染症分科会

新型インフルエンザについては、政府の行動計画(「新型インフルエンザ対策行動計画」鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 17年 12月策定、平成 19年 10月再々改定)や、専門家によるガイドライン(「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」新型インフルエンザ専門家会議 平成19年3月策定)等を踏まえ、対策の一層の充実を図るために、以下の対策を講じるべきである。

記

1. 新型インフルエンザ化が危惧されている鳥のインフルエンザ(インフル エンザ (H5N1)) について、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」とい う。)の二類感染症に定め、患者の入院措置等を引き続き可能とすること。

## (説明)

インフルエンザ (H5N1) については、平成18年6月に政令を 定め、検疫法に基づく検疫感染症と定め検査を実施するとともに、感 染症法に基づく指定感染症として指定し入院措置等を可能としている が、同指定は平成20年6月11日を限りに失効する。

インフルエンザ (H5N1) のヒトでの発生状況や致死率等を勘案すると、新型インフルエンザ発生前のまん延防止策として、平成20年6月12日以降も入院措置等を可能とすることが必要であり、感染症法上入院措置等が可能な二類感染症として規定することが必要である。

2. インフルエンザ(H5N1)以外が新型インフルエンザとなる場合も含めて、<u>新型インフルエンザの発生が確認された直後から</u>、検疫時の患者の隔離や感染のおそれのある者の停留、国内発生時の患者の入院措置等の必要な措置が実施できるよう、検疫法(昭和26年法律第201号)及び感染症法上に、新型インフルエンザに関する規定を整備する。

#### (説明)

新型インフルエンザは、人類に免疫がないために、罹患しやすく、 また、症状が重篤となりやすいとされており、<u>早期のまん延防止策の</u> 実施が重要であることから、発生後に法令を整備するのではなく、<u>発</u> <u>生直後から対策が実施できるようあらかじめ法整備を行っておくこと</u>が必要である。

その際、鳥のインフルエンザはインフルエンザ(H5N1)に限られず、インフルエンザ(H5N1)以外が新型インフルエンザとなる可能性もあることから、いずれの場合にも対応できる規定とすることが必要である。

また、新型インフルエンザも一定程度流行すれば人類は免疫を獲得し、感染力や症状の重篤度は通常の冬季に流行するインフルエンザと同等のものとなると想定されることから、隔離・停留や入院措置等の人権制限が、感染力や症状の重篤度の変化に対応して随時必要な限度のものとできる仕組みとすることが必要である。

3. 検疫において、感染のおそれがある者を停留させる場合の<u>停留先を医療</u> 機関以外の施設でも可能とする。

#### (説明)

現行の検疫法では、感染のおそれがある者の停留先を医療機関に限っているが、新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえると感染のおそれがある者が多数に上る場合も想定される。

感染のおそれがある者は停留時において健康であること、限られた 医療資源は有効活用を図ることが望ましいことから、新型インフルエ ンザに感染したおそれがある者については、医療機関以外の施設にお いても停留を可能とし、<u>感染のおそれがある者が多数に上った場合に</u> も、停留先施設を確保できる仕組みとすることが必要である。

なお、実施にあたっては、当該施設においてどのような流れで停留 を実施するか等について十分な検討を行い、必要に応じ当該施設を使 用した訓練を実施する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。 また、当該施設に対する補償を行うことも必要である。

4. 国内発生時に、都道府県知事が、<u>感染のおそれがある者に対し、健康状態の報告や外出自粛を要請する規定を整備</u>する。

#### (説明)

新型インフルエンザは強い感染力を持つと想定されており、まん延防止のためには、患者発生の迅速な把握と、感染のおそれの徹底した排除が必要である。

現行の感染症法では、感染のおそれがある者に対して健康診断を実施することができるが、新型インフルエンザは潜伏期間中には健康診断を行っても病原体の検出が不可能と考えられていることから、潜伏期間中にあると考えられる感染のおそれがある者に対して、健康状態

<u>の報告を要請し、発症した場合に迅速に把握</u>できるようにするととも に、感染のおそれが強い者については、<u>外出自粛を要請し、感染していた場合に他者に感染させるおそれを排除</u>することを可能とすること が必要である。

その際に、健康状態の報告要請及び外出自粛要請については、<u>人権制限を必要最小限とし、かつ、実行可能性のある内容とするという観点から</u>、以下の点を踏まえ、<u>罰則等による義務づけは行わない</u>こととする。

- ・ 感染のおそれがある者は、あくまで「おそれ」がある者であり、必 ず感染力を持つわけではないこと
- ・ 都道府県において、健康状態を随時調査することとすれば、異状を 認めた時点で健康診断を実施することが可能であること
- ・ 感染のおそれがある者のうち、患者と濃厚に接触し、感染のおそれが強いと考えられる者については、政府の行動計画に基づき、予防投薬を行うことが予定されているが、予防投薬に伴い都道府県の担当職員が定期的に対象者宅を訪問し、服薬状況や健康状態を確認すること、その際にまん延予防のための外出自粛の必要性を説明することにより、効果的に外出自粛を促すことが可能と考えられること
- ・健康状態の報告や外出自粛を義務化し、その履行を担保するには、 個人宅を常に監視する体制が必要であるが、そのような体制を組む ことは実務上対応が困難であること

なお、運用に当たっては、要請する理由や内容を書面により通知する、外出自粛要請の際には食糧の確保に配慮する等実効性を高める工夫を行うことが必要である。

また、極めて初期の段階に、人口密度が低く交通量の少ない地域や離島等において新型インフルエンザが発生した場合等には、まん延防止のために、いわゆる「地域封じ込め」として、一定地域全体を対象に、まん延防止策を実施することが必要となる可能性があるが、その場合には、人権や実行可能性を考慮し、以下の対応を行うこととする。

- ① 当該地域の感染のおそれがあるすべての者に対し
  - ・ 健康状態の報告及び外出自粛を要請するとともに、
  - ・ 予防投薬を実施し、かつ、
  - ・ 担当職員が定期的に居宅を訪問し、服薬状況や健康状態を把握。
- ② すべての国民に対し、当該地域では新型インフルエンザが発生し、 感染のおそれが生じていることを周知した上で、
  - ・ 当該地域全体について、会議の自粛、学校の休校、職場での感染 防止の徹底を要請し、かつ、

- ・ 当該地域から外への移動や、地域内への移動の自粛を要請。
- 5 <u>都道府県知事と検疫所長の連携を強化</u>し、発生国からの入国者が健康状態に異状を来した場合の迅速な対応を可能とする。

#### (説明)

現行の検疫法及び感染症法においては、発生国からの入国者のうち 停留させるほどではないが感染のおそれが否定しきれない者について は、検疫所長が健康状態の報告を義務付け、健康状態に異状を来した 場合にはその旨を都道府県知事に通知することとしている。

新型インフルエンザの想定される感染力の強さを踏まえ、健康状態に異状を来した場合により迅速な対応が可能となるよう、<u>検疫所長は</u>健康状態の報告を義務付けた時点で都道府県知事に通知を行い、通知を受けた<u>都道府県知事は必要に応じて当該者に対し健康状態の報告や外出自粛の要請</u>を行うことができ、<u>都道府県知事が当該者の健康状態の悪化を確認した場合はその旨を厚生労働大臣に通知</u>する仕組みが必要である。

なお、実施に当たっては、個人情報の適切な管理に努めることが必要である。

6. 航空会社等に対し、検疫の円滑な実施のために必要な協力を要請する規定を整備する。

#### (説明)

新型インフルエンザの発生時には相当の混乱が生じると想定されることから、無用な混乱を防止し、円滑な検疫を実施するために、航空会社等に対し、機内又は船内において、乗客に対し、検疫で必要となる書類を配布し、記入方法を示す、検疫手順の事前説明を行う等の必要な協力を要請する規定を整備することが必要である。

## 7. その他、

- ・日本が発生国となった際に、出国検疫(感染症の患者が出国しないようにする取組)の実施を国際社会から求められることが想定されるが、 どのような対応を行うべきか、
- プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種をどのよう に進めていくのか

等新型インフルエンザ対策についてより詳細な検討を進めることが必要である。

以上

## 第32回厚生科学審議会感染症分科会への意見

- 1) 今後の新型インフルエンザ対策について
  - ① 新型インフルエンザ対策の充実について(案) については賛成です。
  - ② ただし質問2点
    - 4. 国内発生時
      - 1. 感染のおそれがある者に対して、知事が健康状態の報告は全て行うのか?

(新型インフルエンザは感染力が強く短期時間の内にまん延するとなれば、感染が広がった時点では個人の健康状況報告は難しいのではないか。)

2. 予防投薬された対象者の服薬や健康状態の確認は、対象者宅訪問を原則にして、電話やEメールなどによる状況確認もありうるのではないか?

(対象者が多い場合には、担当職員の訪問が間に合わない)

2) 麻しんに関する特定感染症予防指針の概要(案) については 麻しん排除に重要であり、賛成です。

> 葛飾区保健所長 東海林 文夫

## 麻しんに関する特定感染症予防指針の概要 (案)

### 1 背景と位置づけ

本年度に開催された予防接種に関する検討会において「麻しん排除計画案」が報告されたことを踏まえ、当該計画案に盛り込まれた施策をより実効的なものとするために、麻しんに関する特定感染症予防指針を定めることとした。本指針は、「麻しん排除計画案」に規定された施策を網羅するように構成されており、麻しんについて、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等に係る総合的な対策を国において示すものである。

#### 2 構成と主な内容

## ○前文

- ① 我が国においては、予防接種法の対象疾病に麻しんを位置づけ、当該予防接種を積極的に勧奨することにより、麻しんの発生の予防及びまん延の防止に努めてきたところであるが、平成十九年に、十代及び二十代において麻しんの大流行が起こった。これらの流行が、ともに予防接種を適切な回数行っていない世代を中心として広がったことから、予防接種をはじめとした麻しん対策の指針を定める必要がある。
- ② 本指針は麻しんを排除する必要があり、かつ、排除しうる感染症として認識し、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者等が連携し取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すとともに、平成二十四年までに麻しんを排除し、その後も排除状態を維持していくことを目標とする。

### 〇本文

#### (1)原因の究明

- ① 麻しんは感染力が強いため、初発の時点から麻しんの発生動向の把握を 徹底するとともに、必要に応じてまん延防止のために措置を講じることが 適当であることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律第十二条に基づく医師による届出の対象とし、全数報告を求めるも のとすること。
- ② 当面は臨床診断で届出対象とするが、検査室診断の結果も保健所に報告するものとすること。なお、麻しんの患者数が減少してきた場合は、報告に当たり検査室診断を必須のものとする予定であること。
- ③ 国は、日本医師会等の関係団体を通じて、検査室診断等について、医師

に協力を求める必要があること。

④ 国は、麻しんの流行時における自治体の手引きの作成及び要請された人 員派遣に応えられる人材養成を行うものとすること。

## (2) 発生の予防及びまん延の防止

- ① 平成二十四年までを麻しんの予防接種の対策期間に定め、定期の予防接種の対象に中学一年生及び高校三年生に相当する年齢の者を加えることで、二回目の定期の予防接種の機会を設けること。
- ② 国は、市町村に対し、定期の予防接種の対象者への個別の通知等、確実な接種勧奨を行うよう依頼する必要があること。
- ③ 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、定期の健康診断の機会を利用 し、定期の予防接種の対象者の罹患歴及び予防接種歴の確認、接種勧奨を 行うものとすること。
- ④ 国は、保護者同伴要件の一定条件下での緩和等、安全に配慮しつつも予 防接種を受けやすい環境づくりを徹底する必要があること。
- ⑤ 平成十九年にワクチンや検査キットの確保が困難になった事例に鑑み、 国は、ワクチン及び試薬類の確保について、製造販売業者と連携を図るも のとすること。
- ⑥ 麻しんの定期の予防接種に用いるワクチンは、原則として麻しん風しん 混合ワクチンとすることが望ましいこと。
- ① 比較的麻しんに対する感受性が高い者と接する機会が多い医療関係者、 児童福祉施設の職員、学校の職員等に対する予防接種の推奨を行う必要が あること。また、厚生労働省は、当該推奨を行うために、日本医師会等の 関係団体に協力を求めること。
- ⑧ 国民の予防接種に対する正しい知識の普及啓発のため、厚生労働省は、 予防接種の重要性及び起こりうる副反応(特に妊娠との関係を含む。)に 関し、リーフレットの作成や関係団体を通じた情報提供、報道機関を活用 した広報等により、国民に対して、積極的な情報提供を行うことが望まし いこと。

## (3) 医療の提供

① 麻しんのように感染力が極めて強く、稀に重症化のおそれのある感染症については早期発見が、当該感染症の患者に対して医療を提供する際には、早期治療が特に重要であること。このため、国は、医師に対する情報提供及び普及啓発だけでなく、個々の国民にも当該疾病に罹患した際の初期症状や早期に採るべき対応等について、広く周知することが望ましいこと。

- ② 国は、医師が麻しんの患者を適切に診断できるように、麻しんの流行状況等について、積極的に情報提供し、流行が懸念される地域においては、 日本医師会等の関係団体と連携し、注意喚起を行う必要があること。
- ③ 国は、小児科医のみではなく、すべての医師が麻しんを診断できるよう に、普及啓発を行うことが重要であること。

#### (4) 研究開発の推進

- ① 現行の麻しんワクチンは効果の高いワクチンの一つであるとされるが、 今後の使用状況等を考慮し、国は、必要に応じて研究開発を推進していく ものとすること。また、これらの研究の成果を的確に評価する体制を整備 し、情報公開を積極的に行うことが重要であること。
- ② 国は、予防接種歴を電子媒体に保存しておき、本人の求めに応じて定期 の予防接種歴に関する情報を提供できるソフトウェアを、国立感染症研究 所において開発し、希望する市町村が無料で利用できるようにすること。

## (5) 国際的な連携

- ① 国は、世界保健機関をはじめとする関係国際機関との連携を強化し、情報交換等を積極的に行うことにより、世界的な麻しんの発生動向の把握、麻しん排除達成国の施策の研究等に努め、我が国の麻しん対策の充実を図っていくことが重要であること。
- ② 世界保健機関においては、二回の予防接種において、それぞれ接種率九十五%の達成を目標に掲げているほか、世界保健機関西太平洋地域事務局においては、二千十二年までに同地域からの麻しんの排除を目標に掲げており、我が国も同目標の達成のため、必要な対策を講じるものとすること。

#### (6) 評価及び推進体制の確立

- ① 国は、「麻しん対策委員会」を設置し、施策の実施状況を毎年、評価・ 公表し、必要に応じて、施策の見直しを含めた積極的な対応を講じる必要 があること。
- ② 都道府県は、それぞれに麻しん対策の会議を設置し、発生動向、予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価することが望ましいこと。また、厚生労働省は、麻しん対策の会議が施策の進捗状況を評価するために、当該会議が学校等から必要な情報を得られるよう文部科学省に協力を求めること。
- ③ 厚生労働省は、学校の臨時休業の情報、予防接種により生じた重篤な副 反応の情報等を迅速に把握するため、関係機関に協力を依頼すること。

平成19年11月16日(金)

照会先:内閣官房副長官補室 鷹合

電 話03-3581-3495

FAX03-3581-5601

新型インフルエンザ対応総合訓練の実施状況について

本日、新型インフルエンザ対応総合訓練を実施したところ、その状況の概要 は下記のとおりであった。

記

- 〇 本日午前8時10分より官邸大会議室において、「新型インフルエンザ及び 鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」が開催され、訓練統裁官の内閣 官房長官から訓練開始が宣言された。
- 会議出席者が各省庁に戻った午前9時から、内閣官房より、今回参加した 関係省庁対策会議の構成員である20府省庁及び千葉県に対して、シナリオ に沿った訓練課題による机上訓練が行われた(別添参照)。
- シナリオは状況の進展によって6つに分けられており、シナリオごとの訓練課題はほぼ1時間おきに計62課題が送付された。回答は概ね規定時間内(2時間)に返信されており、特に大きな混乱はなかった。
- また、千葉県及び成田空港検疫所においては、患者発生を想定した、患者 搬送や疫学調査などの実働訓練が行われたが、いずれも行動計画に基づいた 実践的な内容であった。
- 17時の訓練終了後に、関係省庁対策会議幹事会が開催され、各府省庁等 の対応状況に関する意見交換が行われた。

課題への回答状況を含む訓練結果については、今後とりまとめの上、公表 することを予定している。

# 当日配布された課題

# 【シナリオ①に関する課題】

訓練課題	回答者
各省庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業 者等に対して指示または情報提供すべき事項等があれば示 せ。	全省庁
W国及び周辺国に滞在する邦人に対して指導すべき事項があれば示せ。	外務省
W国等への渡航延期勧告を出す場合の要件及びタイミングに ついて示せ。	外務省
国民に対して情報提供すべき事項を示せ。	厚生労働省
国内サーベイランスの強化について具体的な方法等を示せ。	厚生労働省
発生国からの航空機や船舶に対して指示または要請すべきことがあれば示せ。	厚生労働省
検疫強化の具体的内容及び手順について示せ。	厚生労働省
プレパンデミックワクチンの接種について、そのタイミング 及び手順を示せ。	厚生労働省
発生国からの航空機の運航自粛の要請及び検疫空港の集約化 について、そのタイミング、手順を示せ。	国土交通省
県民へ情報提供すべき事項について示せ。	千葉県
県内の発熱相談センターの設置場所及び相談体制について示 せ。	千葉県

## 【シナリオ②に関する課題】

訓練課題	回答者
W国等からの不法滞在者や不法入国者の増加が予想される場合の対策について示せ。	法務省
海外から収集すべき情報を示せ。	外務省
発生国の在留邦人、企業等に対して指導する事項があれば示 せ。	外務省
発生国からの帰国者が国内で通学を開始することが想定される場合、学校等に対して指導すべき事項があれば示せ。	文部科学省
国民に対して情報提供すべき事項を示せ。	厚生労働省
パンデミックワクチンについて、製造開始のタイミング、手 順及び供給方法を示せ。	厚生労働省
検疫で新型インフルエンザが疑われる乗客が発見された場合 の対応について示せ。	厚生労働省
新型インフルエンザが疑われる患者が利用した航空機、貨物 等の消毒方法等について示せ。	厚生労働省
国民の間で鶏肉等に対する不安が高まっている場合の対応について示せ。	農林水産省
発生国からの帰国者が国内で通勤を開始することが想定される場合、企業等に対して指導すべき事項があれば示せ。	経済産業省
新型インフルエンザが疑われる患者が利用した航空機の乗務 員への対応について示せ。	国土交通省

## 【シナリオ③に関する課題】

訓練課題	回答者
W国及び周辺国で感染の拡大が続いている場合、発生国等の 日本大使館に対して、指示すべき事項を示せ。	外務省
発生国の日本大使館に対して、ワクチン接種や抗インフルエンザウイルス薬の投与を希望する在留邦人が殺到した場合の対応の考え方について示せ。	外務省
新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用する場合の考え方を示せ。	消防庁
新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用した場合の消毒方法及びその後の一般救急患者への利用についての方針を示せ。	消防庁
B氏の長女の通う高校に対して指導すべき事項があれば示せ。	文部科学省
国民に対して情報提供すべき事項を示せ。	厚生労働省
抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する範囲及び 投与方法を示せ。	厚生労働省
抗インフルエンザウイルス薬の需要が急増した場合の流通調 整について、その手順を示せ。	厚生労働省
B氏の通う会社に対して指導すべき事項があれば示せ。	経済産業省
県民への情報提供の内容について示せ。	千葉県
B氏への対応について具体的に示せ。	千葉県
患者搬送等に従事した職員等に対する抗インフルエンザウイ ルス薬の投与についての方針を示せ。	千葉県
発熱外来での対応の内容、設置機関数及び対応可能患者数を 示せ。	千葉県

## 【シナリオ④に関する課題】

訓練課題	回答者
各省庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業 者等に対して指示または情報提供すべき事項等があれば示 せ。	全省庁
新型インフルエンザ患者あるいは疑似症患者が発生した地域 の学校に対して指導すべき事項があれば示せ。	文部科学省
国民に対して情報提供すべき事項を示せ。	厚生労働省
マスク等による感染予防対策について、国民への啓発方法及び内容を示せ。	厚生労働省
新型インフルエンザが疑われる患者が利用した公共交通機関 への対応について示せ。	国土交通省
県民への情報提供すべき内容について示せ。また、行動制限 を要請する必要がある場合、その内容及び周知方法を示せ。	千葉県
県内の医療機関へ協力要請すべき事項を示せ。	千葉県
B氏の遺体を取り扱う際の注意事項について示せ。	千葉県

# 【シナリオ⑤に関する課題】

訓練課題	回答者
新型インフルエンザの感染が急速に拡大している場合、各省 庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業者等 に対して情報提供すべき事項等があれば示せ。	全省庁
全国の都道府県において、新型インフルエンザ患者の入院病 床の確保が困難になりつつある場合の対応について、考え方 を示せ。	厚生労働省
外来を閉鎖したり、発熱患者の診療を拒否する医療機関が全 国的に増加しつつある場合、医療機関等に対してどのような 指導・要請を行うか示せ。	厚生労働省
国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出について、そのタイミング、放出方法などの考え方を示せ。	厚生労働省
新型インフルエンザの感染が急速に拡大し多数の欠勤者が予	経済産業省
想される場合、企業等に対して指導すべき事項を示せ。	中小企業庁
新型インフルエンザの感染が急速に拡大し多数の欠勤者が予想される場合、公共交通機関の事業者に対して要請すべき事項を示せ。	国土交通省
海外における新型インフルエンザ感染の急速な拡大に伴い、 日本への感染者を含む密航者の増加が予想される場合の対応 について示せ。	海上保安庁
多数の入院を必要とする患者が発生した場合の入院病床確保 の方針について示せ。	千葉県
県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出について、そのタイミング及び放出方法を示せ。	千葉県
短期間に大量の死亡者の発生が予想される場合の埋火葬の対 応について、その考え方を示せ。	千葉県

## 【シナリオ⑥に関する課題】

訓練課題	回答者
各省庁の職員において、新型インフルエンザの多数の感染者 が予想される場合、各省庁の機能を維持するための対応につ いて示せ。	全省庁
新型インフルエンザが国内で蔓延し、証券・金融機関でも多数の職員が欠勤する状況において、想定される事態及びその対応について具体的に示せ。	金融庁
新型インフルエンザが国内で蔓延した場合に、警察としてど のような対応が想定されるか示せ。	警察庁
新型インフルエンザが国内で蔓延した場合の学校における対 応について、指導すべき事項を示せ。	文部科学省
新型インフルエンザが国内で蔓延した場合、国民等へ啓発あるいは要請すべき事項を示せ。	厚生労働省
新型インフルエンザが国内で蔓延し、水道事業者において多数の職員の欠勤により、事業の維持が困難になる恐れがある場合の対応を示せ。	厚生労働省
新型インフルエンザが国内で蔓延し、国内における食糧の円 滑な流通に支障が出てきた場合の対応について示せ。	農林水産省,
新型インフルエンザが国内で蔓延し、原子力発電所において 多数の職員が欠勤する恐れがある場合の対応を示せ。	原子力安全・保安院
新型インフルエンザが国内で蔓延し、電気、ガス事業者において多数の職員の欠勤により、事業の維持が困難となる恐れがある場合の対応を示せ。	資源エネルギー庁